

## 平成29年九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間さいたま市実施要綱

### 1 運動の目的

自転車の交通事故を防止する運動を市民総ぐるみで展開し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことにより交通事故の防止を図り、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行できる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

### 2 運動の進め方

市、市民、事業者及び関係団体は、この要綱に基づき、相互に連携・協力し合って、それぞれの実情に即した効果的な活動を行い、すべての市民の自主的な参加が得られるような市民運動として展開します。

### 3 スローガン

自転車も のれば車の なかまいり

### 4 運動の重点

#### (1) 九都県市共通重点

- 自転車交通ルールの遵守及びマナーの向上
- 自転車の点検整備の促進

#### (2) 埼玉県・さいたま市重点

- 自転車損害保険等への加入促進
- 幼児・児童及び生徒、高齢者の自転車乗用時のヘルメットの着用促進

### 5 運動期間

平成29年5月1日（月）から31日（水）までの1か月間